

完成形

協働の指針の策定に関する基本的な事項
答申(案)

阪南市自治基本条例推進委員会
令和3年3月

目次

はじめに

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 第1章 指針策定の趣旨 | 1 |
| 指針策定の背景・目的 | 1 |
| 第2章 現状と課題 | 2 |
| 阪南市 | 2 |
| 自治会等 | 2 |
| 市民公益活動団体 | 3 |
| 市職員 | 4 |
| 第3章 めざすべき協働 | 5 |
| 協働の定義・考え方 | 5 |
| 協働の原則 | 5 |
| 第4章 協働によって期待される効果・成果 | 6 |
| 第5章 協働を進めるための取り組み | 7 |
| 第6章 担い手の役割 | 9 |
| 協働の担い手・パートナー | 10 |
| 協働のカタチ | 11 |
| 第7章 協働の手法 | 12 |

資料

| | |
|--------------------------------|----|
| 第5期 阪南市自治基本条例推進委員会での検討経過 | 19 |
| 第5期 阪南市自治基本条例推進委員会 委員名簿 | 21 |

はじめに

阪南市自治基本条例推進委員会では、この間、協働の指針づくりに、鋭意取り組んでまいりました。本市の自治基本条例は、制定以来10年を経ています。この間に、条例の改正やあるいは運用における改善を提案し、阪南市のまちづくりがより良く進むよう努力をしてきました。その一環として、協働という考え方を条例に積極的に位置づけ、その推進を課題としてきました。協働という考え方については、広く知られるようになって来ていますしその必要性についてもある程度理解がされているところです。しかしながら、阪南市において現実に協働への取り組みが進展し、その成果が大きく生まれてきているという状況には到達していません。市民生活を支える基盤としてこれからの協働を考え実現していくことが未来の理想として求められているのですが、そのためにはまだまだ見直さなければならない点が多いのです。

阪南市においては多くの市民活動団体が活発に活躍していますし、自治会などの地域の団体や、福祉分野また教育分野の団体活動も活発です。事業者(企業)や行政との協働による活動だけではなく、これら様々な市民団体相互による協働も生まれています。それらの活動や協働は活発に進もうとしているのですが、それ以上に協働を必要としその取り組みが求められる分野は幅広くまた奥深いところがあります。そうした協働への期待に応えるためには、一層の協働の充実と進化を考えなければならないのです。

改めて協働をさらに大きく進めて行くためには、協働推進の基本的な考え方を整理し、阪南市に適した協働のあり方を明らかにしていくことが必要だと考えました。また、具体的な協働の活動を組み立てる方法を示し、それが的確に働く条件を明らかにすることが必要です。加えてそのためには市民活動の環境の整備や市民間の協働の風土づくり、そしてそれらを支える行政の努力も必要です。市民や市民団体(地縁団体や NPO・NGO など)、事業者(企業)そして行政が協働して、地域課題を解決し、住民生活をより暮らしやすいものにするためには、こうした協働を適切に進めるための指針が必要なのです。

以上のような考え方から、この協働の指針づくりを進めてまいりましたが、このたび本委員会としての結論を得ることができました。阪南市におかれましては、この協働の指針の答申に基づいて、市民も行政もあげて協働推進に積極的に取り組んでいただき、阪南市を協働型で運営される地域社会に転換するべく尽力されることを期待します。

最後になりますが、コロナ禍による制約の大きいこの時期に、協働の指針策定の作業に多くの労を割いていただいた壬生部会長をはじめ熱心に検討を進めていただいた部会及び本推進委員会の皆様、また支援をいただいた事務局の皆様、あらためて感謝申し上げます。

令和3年3月吉日

阪南市自治基本条例推進委員会
委員長 新川 達郎

第5期自治基本条例推進委員会では、令和元年7月30日に市長から諮問を受け、「協働の指針の策定に関する基本的な事項」を検討してきました。

第3期の自治基本条例推進委員会が平成29年5月にまとめた「阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言」を踏まえ、阪南市自治基本条例の原則の一つである参画及び協働の原則に関連して、第19条の市民参画の推進に続いて、第20条として協働の推進に関する条文が追加されました。それを受けて、市が、平成23年に改訂した「阪南市市民公益活動推進に関する指針」を発展させたものとして、市民公益活動団体に加え、市民、自治会等、NPO、企業、行政といった多様な主体の協働により阪南市のまちづくりを進めるための指針を策定することになったからです。

「協働の指針の策定に関する基本的な事項」の検討に際しては、推進委員会の中に部会を設け、令和元年11月から令和3年1月までの間に、途中で2回の推進委員会への中間報告をはさんで、計8回の議論を重ねました。部会では、指針にどのようなことを盛り込むべきかの議論から始め、阪南市の協働に関する現状と課題を確認したのち、阪南市ではどのような協働をめざすのか、どのような効果・成果を期待するのか、協働を進めるにはどのような取り組みが必要か、担い手はどのような役割を果たすことができるのかといった項目を検討しました。議論は部会員一人ひとりの経験や見識に基づいた、活発なものとなりました。

部会での議論を進めるにあたって重視した点を一つあげるならば、協働の指針が、できるだけわかりやすい、誰もが読んで理解できるものとなるようにということです。用いる言葉や見出しのつけ方、説明の順番、具体例の提示など、答申には部会員の思いがたくさん詰まっています。

推進委員会では、部会で検討した内容を報告し、議論をすすめました。その他、市民協働推進委員会の皆様からも貴重なご指摘をいただき、議論に反映させました。それらの結果をまとめたのが、この答申です。

答申を市長にお渡ししたのは、市内部で協働の指針を検討していただくこととなります。だれにとってもわかりやすい指針とするようお願いしたいと思います。もちろん、指針は策定して終わりではありません。指針をもとに、市民、自治会、市民公益活動団体や事業者等及び行政が、目的を共有しお互いの持つ特性を活かしながら支えあうパートナーとして多様な活動を展開するだけでなく、それらの活動をつなげ、さらにつながりを重ねてきめ細かなネットワークをつくることで、今まで以上に住みやすい、魅力的な阪南市をつくっていかれることを期待します。

最後になりましたが、積極的に議論に関わってくださった委員会及び部会のみなさまに心より感謝申し上げます。

令和3年3月吉日

阪南市市自治基本条例推進委員会

副委員長・部会長 壬生 裕子

第1章 指針策定の趣旨

【指針策定の背景・目的】

- ◆ 阪南市では、平成23(2011)年に改訂した「阪南市市民公益活動推進に関する指針」に沿って、様々な市民公益活動の推進に努めており、その結果、市内には数多くの市民公益活動団体が生まれています。また、市民活動センターの設立など、地域や社会の困りごとの解決に向け取り組んでいます。

- ◆ 「阪南市自治基本条例」が施行され10年が経過する中、平成29(2017)年には阪南市自治基本条例推進委員会より、協働の推進を含む条例見直しの提言を受け、「協働の推進」の条文を阪南市自治基本条例に追記する改正を行っています。

- ◆ 近年の人口減少や少子高齢化等の社会構造の変化により、市民の生活が多様化・複雑化し、行政だけでは解決できない課題が多く生じてきています。

- ◆ こうした課題の解決に向け市民、市民公益活動団体、自治会、NPO法人や行政など多様な主体が互いに認め合い、高め合いながら取り組んでいく必要があります。

- ◆ これまでの指針に盛り込まれていた行政における市民公益活動の推進だけでなく、協働の担い手やパートナーと一緒に作り上げるまちづくりをめざし、それを支援するため、指針の改訂が必要です。

- ◆ 誰もが、自分たちのまちは自分たちで「つくり」・「そだて」・「まもる」という視点に立ち、より一層活動に主体的に取り組み、対等な立場で協力・連携してまちづくりを進めていきましょう。

第2章 現状と課題

【阪南市】

<現状>

- ◆人口は、平成15(2003)年1月の60,015人をピークに減少傾向に転じています。内訳を見ると、平成12(2000)年を境に転入や転出という社会的要因による増減が先行して転出超過となり、平成17(2005)年以降は、出生や死亡という自然的要因による増減も減少に転じていることから、人口減少が加速化しています。
- ◆また、高齢化率は、令和2(2020)年1月で32.2%と約3人に1人が高齢者(65歳以上)となっており、令和7(2025)年には、35%を超えると予測されます。
- ◆財政状況では、少子高齢化、人口減少、公共施設、インフラの老朽化が進行する中、歳入については、主要な市税収入、地方交付税等の大幅な増額が見込めない状況です。一方、歳出は、人件費等は概ね横ばいであるものの、福祉・健康保険給付費、介護保険給付費等の社会保障関連経費は一貫して増加しています。

<課題>

- ◆若年層の転出抑制やファミリー層の転入促進を図るためにも、阪南市民であることに自信が持てる魅力の発掘や情報発信を行っていく必要があります。
- ◆また、市内には市民公益活動団体等が数多く存在し、あらゆる分野において活発に活動されており、地域づくりのパートナーとしてますます公と民をはじめとした多様な協働が求められます。
- ◆さまざまな情報を各主体と共有することやボランティアだけではなく、経済的にも自立し活動できる仕組みを構築する必要があります。
- ◆コロナ禍や災害時において、行政はもちろんのこと、自治会や市民公益活動団体、NPO 法人など多様な主体が新たな活動様式を取り入れ、状況に応じた活動を行い、さらなる協働を促進することが期待されています。

【自治会等】

<現状>

- ◆自分たちのまちは自分たちできれいにしようという主体的な考えのもと、例年、春に市内一斉の美化作業を実施、地域のコミュニティ形成や地域での親交を深めるため、夏祭りや防災訓練などを実施しています。
- ◆しかしながら、会議への出席による時間的拘束や、イベントについても参加率が少ない状況にあり、担い手不足に苦慮しています。
- ◆加えて地域によっては住民の少子高齢化率の高い地域もあり、団体の役員への負担による脱会も見受けられ、継続した活動や団体の存続に危機意識が高まっています。

<課題>

- ◆他市町村においては、多様な世代の参加を促すため、インターネットを利用した会議の開催や、イベント実施の際には参加のハードルを下げ、楽しく参加できるイベントを開催したりと、団体への加入促進と担い手の確保の両面から取り組みを進めている事例もあり、これまでの形に捉われない柔軟な発想と取り組みが必要となってきます。
- ◆また、自治会等の取り巻く環境を踏まえ、役員の負担軽減を検討していくなど、継続した活動と団体を活性化するための取り組みも必要となっています。
- ◆高齢化率の高い地域においては、高齢になっても自治会等に加入したり、イベントに参加したいと思えるような体制づくりや運営方法が求められます。

【市民公益活動団体】

<現状>

- ◆本市には、市民公益活動団体の登録制度があり、多くの団体が登録しています。それぞれの市民公益活動団体は、活発に活動を行っており、様々なイベントを開催しています。また、団体登録は行っていませんが、活動を行っている活動団体も多く存在しています。
- ◆また、阪南市市民活動センターを利用することで、特定非営利活動法人(NPO法人)等の組織の立ち上げができるなど、市民公益活動が生まれやすい環境があり、その活動の支援を行える体制が整っています。

<課題>

- ◆多くのイベントが各団体で行われているものの、団体同士が一緒にイベントを行うということが少ない状況にあります。そのイベントの周知方法についてもチラシの作成・配布のみであり、情報発信が少ないため、様々な媒体を利用した情報発信が必要となってきます。
- ◆また、新たな会員の獲得に苦慮している団体が多く、活動の継続や発展が十分に進んでいない状況にあります。
- ◆活動団体には、阪南市市民活動センターを知らない団体も多く、活動や運営に関する疑問など、気軽に相談できる場所としての認知度の向上が求められます。

※市民公益活動団体・・・市民が自主的に、地域課題又は社会的課題の解決に取り組む、営利を目的としない公益な活動を行う団体

【市職員】

<現状>

- ◆市役所の各課に1名市民協働庁内推進委員を配置しており、協働についての知識や経験を深めるための研修を実施しています。なお、研修については、講座だけでなく市内で実際に活動されている活動団体の現場に伺い、体験を行う現場視察研修も取り入れています。
- ◆市民協働庁内推進委員においては、研修で知り得た知識等を課内で共有し、組織における協働に対する意識向上を図っています。

<課題>

- ◆普段の業務において、NPO法人や市民公益活動団体と関わる機会が無い部署もあり、関わる機会を創出するような仕組み作りが求められます。
- ◆また、職員によっては、協働を行うことにより、業務量の増加につながるのではという消極的な意識もあり、意識改革も必要となっています。
- ◆市民協働庁内推進委員については各課1名となっていることから、課内や組織全体への波及効果を踏まえると、市民協働庁内推進委員だけでなく、他の職員に対しても更なる協働への関わりが求められます。

第3章 めざすべき協働

【協働の定義・考え方】

- ◆阪南市における協働とは「市民、自治会、市民公益活動団体や事業者等及び行政それぞれが、目的を共有しお互いの持つ特性を活かしながら支えあうパートナーとして、住み続けられるまちづくりを行っていく」ことです。
- ◆それらを促進するため、様々な活動を通じて、人や活動が「つなぐ・つながり」を生み出します。
- ◆そのつながりが、きめ細かな「網の目（ネットワーク）」を創造し、お互いさまのまちづくりにつながっていきます。

【協働の原則】

協働の効果をさらに高めるためには、関わる各主体がしっかりと話し合いをし、より良い関係性を築くことが重要となってきます。

そのためには、次の原則を踏まえて、取り組んでいきます。

- ◆**情報共有** 《情報は積極的に発信していこう！》
活動に関する情報や困りごと、やりたいことなどまちづくりに関する情報を発信して広く共有しましょう。
- ◆**対等な関係** 《同じ視線で、話し合おう！》
協働を行っていく上で、必ず同じ立場で意見が言える関係をつくりましょう。
- ◆**相互理解** 《長所、短所を認め合おう！》
誰にでも得意なことと苦手なことがあることを知りましょう。
- ◆**相互補完** 《困りごとは、助け合おう！》
困っていることや求めていることを共有し、多様な解決策を生み出しましょう。
- ◆**自主性・自立性の尊重** 《誰かに依存することなく、主体的に行動しよう！》
相手ばかりに頼ることなく自分で考え、取り組みについての意見をどんどん交換しましょう。
- ◆**自律性の尊重** 《互いにルールを守り、行動しよう！》
自分たちのルールだけでなく、相手のルールも尊重しましょう。

第4章 協働によって期待される効果・成果

- ◆自分たちのまちは、自分たちで「つくり」・「そだて」・「まもる」という主体的な活動が行われる
⇒ 地域内の困りごとが解決でき、住みやすいまちになります。

- ◆地域内や団体内において、気軽に相談でき、困りごとを共有する(多様な人の関わり)
⇒ 様々な解決方法が生まれ、困りごとの共有ができ解決スピードが速くなります。

- ◆自分たちがまちづくりの主役になる
⇒ できることから楽しみながら活動できます。

- ◆様々な団体(主体)が情報を発信し合う
⇒ つながり(交流)が生まれ、輪(和)が生まれます。

第5章 協働を進めるための取り組み

第2章の自治会等、市民公益活動団体や事業者及び行政の「現状と課題」を踏まえ、阪南市において協働のまちづくりを活発に行い、広げていくためには、市民等や行政といった担い手が以下のような取り組みを行うことが必要です。

◆知っていることや得意なことを発揮する（してもらおう）場を作っていこう。

⇒自身や周りの人たちが知識や能力、経験を活かしてさまざまな活動を行ったり、また、参加しやすくするためには、それを発揮できる環境作りが大切です。

<例>

- ・消防職員のOBが自治会の防災講座で講師を務めた。
- ・子ども会のイベントで団体にマジックを披露してもらった。
- ・市職員が出前講座の依頼を受け、自治会で講話を行った。

◆最大の情報発信の手段の一つである口コミを広げよう。

⇒自分の周りへ情報を発信することにより、そこから更に人から人へ情報が広がってきます。まずは対話を始めることからスタートです。

<例>

- ・面白そうなイベントに一緒に行こうと知人を誘った。
- ・認知症予防講座で自分が学んだことを知人にも伝えた。
- ・市職員が、団体の先進的な取り組みを、市内の他団体へ紹介した。

◆広く情報発信・収集を行っていくため、SNS※を活用していこう。

⇒いつでもどこでも最新の情報を、一度に多くの人に伝えることができるSNS。使い方を知りどんどん活用して慣れると、情報発信力が伸びていきます。

<例>

- ・FaceBookに団体のイベント開催情報を掲載した。
- ・LINEを使って次の企画の打ち合わせを行った。
- ・市職員が、加入促進の支援のため自治会活動を市ウェブサイトに掲載した。

※SNS・・・Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、ソーシャル(社会的な)ネットワーキング(繋がり・交流)を提供するサービス。

◆課題解決に向け気軽に相談できる場所を、伝えていこう。知ってもらおう。

⇒いつでも相談できる場所を多くの人に知ってもらうことで、誰でも気軽に利用でき、困っていることを抱え込まない環境が生まれます。それが課題解決の糸口につながります。

〈例〉

- ・ボランティアなど新たに活動を始めたい人に社会福祉協議会を紹介した。
- ・活動の中で困っている友人と市民活動センターを訪れた。
- ・市役所に市民の相談を丸ごと引き受ける「暮らし丸ごと相談室」を設置し周知を行った。

◆活動を行いたい人を手助けする仕組みや行いやすい環境を作っていこう。

⇒これから活動をしようとしている人や今、活動を行っている人が新たな取り組みを行うとき、活動を応援する仕組みや環境があることで、多くの協働が生まれやすくなります。

〈例〉

- ・モーニングカフェを開催したい団体に空き家を貸した。
- ・新たな活動を行う人にみんなで応援・手助けした。
- ・市民協働事業提案制度*を通じ、市民から行政と協働したい事業を募集した。

※市民協働事業提案制度・・・市民公益団体、NPO 法人や行政が単独で実施するよりも、連携することにより、効果が上がる新しい仕事(事業)を提案できる制度。

◆阪南市のまちづくりをみんなが我が事として捉えていこう。

⇒まちづくりは、行政だけで担えるものでなく、市民等だけでも出来ないため、他人事と思わず、一人ひとりが協働の担い手となる事が大切です。

〈例〉

- ・近所の人たちに挨拶をしている。
- ・週に一度、家の前を掃除している。
- ・市職員が、地域に出向いて課題解決に向けて協議を行った。

第6章 担い手の役割

第3章の「協働の原則」を踏まえた担い手の役割は以下のとおりです。

担い手がそれぞれの立場で得意なことを発揮することが、協働のまちづくりの推進につながります。

【みんなができること】

- ◆お互いが歩み寄りの姿勢を持ちましょう。
- ◆役割分担は固定せず、状況に応じて柔軟に見直しましょう。
- ◆協働のきっかけとして、出会いの場に参加し、つながりを広げましょう。
- ◆個人もしくは団体ならではの、得意なことを柔軟に活かしましょう。

【市民等ができること】

- <意識>自身がまちづくりに関わっているという意識を持ちましょう。
- <情報>様々な主体とつなげ・つながる、情報収集、発信、公開を行いましょう。
- <参加>地域活動や自らの能力を活かせる場へ積極的に参加しましょう。
- <コミュニティ>活動等を通じて、仲間を増やしつながりの輪を広げましょう。

【行政等ができること】

- <意識>協働への消極的な意識を積極的な意識へ変革しましょう。
- <情報>様々な主体とつなげ・つながる、情報収集、発信、公開を行いましょう。
- <参加>担い手の活動の把握や協働の種を拾うため、地域に出ていきましょう。
- <コミュニティ>協働を推進するため、各課連携して、取り組みましょう。

【協働の担い手・パートナー】

協働のまちづくりを進めていくためには、基盤である下記の担い手がまちづくりに参画し、それぞれの特性を活かして取り組みを進めることが重要です。

また、担い手がお互いをパートナーとして良好な関係を築き上げることにより、さらに効果的に協働を進めることができます。

『市民』

市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体

『自治会等』

一定の区域内の住民等で構成された、地域住民等の福祉や振興の向上のため、活動する組織(子ども会、老人会、婦人会、校区福祉委員会、祭礼関係団体なども含む)

『特定非営利活動法人(NPO法人)』

専門性を有し社会的課題の解決に取り組む、営利を目的としない公益な活動を行う団体

『市民公益活動団体』

市民が自主的に、地域課題又は社会的課題の解決に取り組む、営利を目的としない公益な活動を行う団体

『学校等』

小・中・高校及び大学

『事業者・企業等』

営利を目的として事業を行う個人経営、法人経営等の企業

『議会』

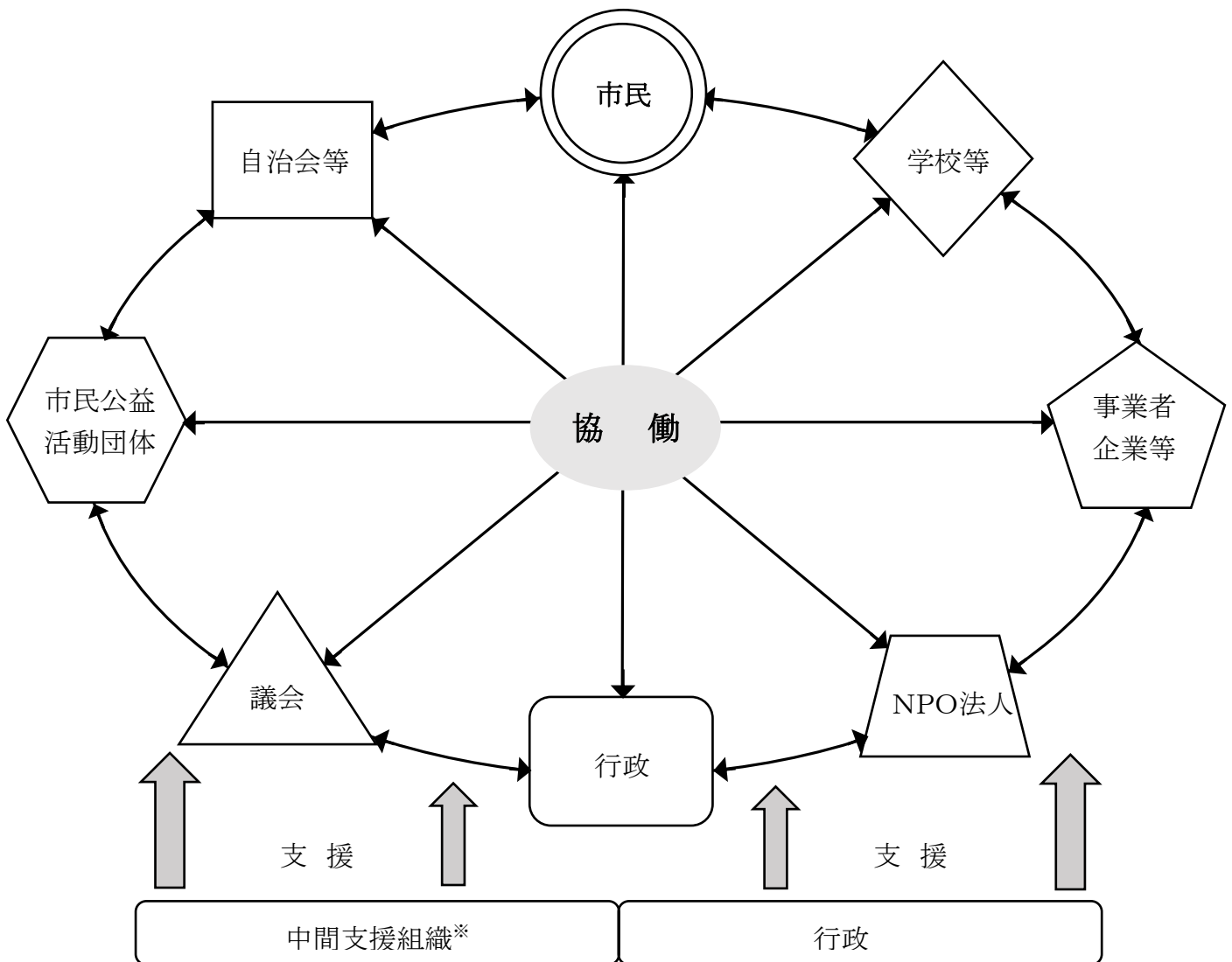
住民から選出された議員で構成され、住民の声を市政に反映する行政の意思決定機関

『行政』

阪南市役所及び阪南市の地域社会に関する公共機関

【協働のカタチ】

協働では、課題や取り組みに応じて柔軟なパートナーシップを築くことが大切です。



※中間支援組織・・・組織が持つノウハウやネットワーク情報等を活用し、市民と市民、市民と行政等の間に立って、中立的な立場から適切なコーディネートを行う組織。
具体例: 市民活動センター、社会福祉協議会など

第7章 協働の手法

協働には以下の6つの手法があります。協働による効果を最大限に得られるようにするためには、最適な手法を選択することが大切です。また、その手法も固定するのではなく、協働を行っていくパートナーにより、柔軟に変えていく必要があります。

【補助金・助成金の交付等】

公益活動を行っている団体に対して、資金的支援を行うもの

【実行委員会等】

目的を達成するため、市民や行政など各主体が構成員となった実行委員会が主催となり事業を実施していくもの

【協力・共催】

複数の主体が、主催者となって役割分担を行い、事業を実施していくもの

【委託】

設定されている事業の目的や手法に基づき契約し、事業を実施していくもの

【後援】

他の主体が実施している事業に対し、団体の名義を提供し、事業の社会的信頼性が増すように支援していくもの

【市政への参画】

行政の政策の立案や見直しに関し、関わって行うもの

上記の6つの手法以外にも「情報提供や発信」、「備品の貸出」や「講師の派遣」など、多様な手法があります。

《 参考 》 写真は2019年度以前のものも含みます。

事例① 小地域ネットワーク活動等推進事業

〈 校区福祉委員会(自治会等)×事業者・企業等 〉

障がい者就労支援を行っている事業所の利用者が作製したクッキーなどを、校区福祉委員会(自治会等)のモーニングカフェ等で提供したり、カフェの場で販売を行っています。また、事業所の利用者がピアノ演奏の披露やカフェのお手伝いを行うなど、社会参加の機会創出につながっています。

事業所として、利用者の就労活動の支援と自己肯定感の向上、校区福祉委員会(自治会等)として、カフェ利用者の満足度の向上や交流機会の創出という目的が一致しており、お互い協力関係のもと、良い効果が生まれています。



{用いられている手法}

◆補助金・助成金

行政から小地域ネットワーク活動等推進事業補助金として社会福祉協議会及び校区福祉委員会(自治会等)へカフェの運営やその他の活動の補助金として交付しています。

◆活動の場の提供

校区福祉委員会(自治会等)は、事業所へクッキーの納品やピアノ演奏を依頼したり、実際にカフェの場で配膳のお手伝いをしていただくなど、活動の場を提供しています。

◆事業協力

校区福祉委員会(自治会等)は、事業所へ活動の場を提供するとともに、楽器演奏やお菓子の提供などカフェ利用者に喜ばれています。

事業所は、利用者が作製したクッキーなどをカフェに納品したり、自身の得意な事の披露や地域の人と一緒にお手伝いができ、自己肯定感向上につながっています。



事例② 成人式

〈 実行委員会×行政 〉

本市では、「自分たちでみんなの思い出に残る成人式にできないか」と新成人自らが成人式の企画や運営を考える実行委員会を組織しており、その会議の中で、アイデアを出し合い、ビデオレターや大声コンテストなどのアトラクションを考えたり、当日の役割を分担するなど準備を行っています。

行政は、運営委員による議事進行が円滑に行えるように、事務局として参加しています。



{用いられている手法}

◆実行委員会

思い出に残るより良い成人式を開催したいという目的を達成するために、市民が主体的に委員となり会議を進めています。

行政は、事務局として会議に参加するとともに、委員会が円滑に行われるように、サポートしています。また、会議の場としては、庁舎会議室を利用しています。

事例③ 公園の清掃

〈 市民×行政 〉

アダプトプログラムとして行政が管理する道路や公園、河川等の公共施設を継続的に清掃や緑化などの美化活動を通じて、きれいで快適なまちづくりを進めています。

市民は、自分たちのまちを自分たちで清掃し、住みやすいまちづくりをめざすとともに、地域のコミュニティ形成に繋がっています。

行政は、清掃用具の提供、保険の加入、ゴミ回収及び処分を行い、美化活動の支援を行います。



{用いられている手法}

◆事業協力

市民は行政が管理する施設等を清掃したり、花を植えるなど、自分たちが住んでいるまちをきれいにしていきます。

行政は、活動中の事故発生時の保険の加入や清掃後のゴミの処分を行っています。

◆物資の提供

行政が清掃を実施している市民等へ、軍手やゴミ袋などを提供しています。

事例④ 介護サービス事業所への訪問

〈 市民公益活動団体×事業者・企業等 〉

市民公益活動団体が、介護サービス事業所へ赴き、懐かしい歌を施設利用者みんなで合唱したり、昔懐かしいおもちゃや絵などを用いて、幼少期などの体験談を傾聴しています。利用者の自尊感情を高め、日常生活意欲や認知症予防にも繋がっており、利用者同士の良好な関係を深めています。

事業者として施設利用者への楽しみの創出と、団体として活動を行うという目的が一致しており、お互いが協力関係のもと、良い効果が生まれています。



{用いられている手法}

◆事業協力

市民公益活動団体は、様々な場においてやりがいを見出しながら活動しています。

事業者は、市民公益活動団体への活動の場の提供を行うとともに、楽しい催し事を企画し、施設利用者への満足度向上に努めています。

◆活動の場の提供

事業所は、団体の活動目的を把握して、活動を行う場所の提供を行っています。

◆地域への情報発信

事業所は、施設で介護サービスだけでなく楽しい催しも実施している施設という事を、地域へ情報発信を行っています。

事例⑤ 放課後の子どもの居場所事業

〈 NPO 法人×行政 〉

小・中学生の児童や生徒に対して、ありのままの自分で居られ、休息を取り戻し、自由に友達と遊び、安心して人間関係を作り合うことができる「子どもの居場所」を地域に確保していくことを、目的として実施しています。

この事業は、市民協働事業提案制度に NPO 法人から応募があり、審査を経て採択された事業です。

NPO 法人は、事業の運営や広報活動を行うとともに、自身の団体の活動を知ってもらったり、事業を通じて会員の増加に繋がっています。

行政は、事業が安定して実施できるように事業委託を行うとともに、実施するための場所を提供しています。



{用いられている手法}

◆委託

事業として行政が予算を確保し、委託契約の締結を行い、仕様書に基づいて NPO 法人が事業を実施しています。

事例⑥ 市民委員として審議会等への参加

〈 市民×行政 〉

本市では、広く市民生活に影響を及ぼすような計画の策定や条例の策定に関する基本的な事項などを議論する場合には、審議会等の附属機関を設置しています。

市民は、委員として審議会へ参加することにより、市政の現状や課題が把握できるとともに、実生活の目線を持って委員会で発言を行うことができます。また、審議会終了後も継続して、市政に関心を持っています。

行政は、市民委員が議論に参加することにより、生活者である市民から直接聞いた意見を市政に反映することができ、市民参画によってより良い計画や条例の策定を行うことができます。

自治基本条例 推進委員会の写真



{用いられている手法}

◆ 市政への参画

行政が設置している審議会等へ市民委員として参加し、市民目線の意見を市政へ反映することができます。

資料

第5期 阪南市自治基本条例推進委員会での検討経過

| 開催回 | 開催日 | 検討内容等 |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 令和元年7月30日 | 【推進委員会】 諮問、検討部会の設置 |
| 第1回 | 令和元年11月12日 | 【検討部会】 阪南市市民公益活動推進に関する指針について 協働の指針に盛り込むべき項目について |
| 第2回 | 令和元年12月18日 | 【検討部会】 第2章 現状と課題 第3章 めざすべき協働 第4章 協働によって期待される効果・成果 |
| 第3回 | 令和2年2月13日 | 【検討部会】 第2章 現状と課題 第3章 めざすべき協働 第4章 協働によって期待される効果・成果 第5章 協働を進めるための取り組み |
| 第4回 | 令和2年3月12日 | 【検討部会】 第5章 協働を進めるための取り組み 第1章 指針策定の趣旨 中間報告について |
| 第2回 | 令和2年3月26日 | 【推進委員会】 中間報告 |
| 第5回 | 令和2年7月14日 | 【検討部会】 中間報告を終えての再議論 第6章 担い手の役割 第7章 協働の手法 |
| 第6回 | 令和2年8月19日 | 【検討部会】 全体の振り返り議論 中間報告(2回目)について |

| | | |
|-----|------------|--|
| 第3回 | 令和2年11月20日 | 【推進委員会】 中間報告(2回目) 市民協働推進委員会の委員の皆様からのご意見を踏まえての議論 |
| 第7回 | 令和2年12月23日 | 【検討部会】 中間報告(2回目)を終えての再議論 協働の指針の策定に関する基本的な事項 答申(素案) |
| 第8回 | 令和3年1月29日 | 【検討部会】 協働の指針の策定に関する基本的な事項 答申(案) |
| 第4回 | 令和3年3月26日 | 【推進委員会】 協働の指針の策定に関する基本的な事項 答申 |

第5期 阪南市自治基本条例推進委員会 委員名簿

（ 任期:令和元年6月1日～令和3年5月31日 ）

（順不同）

| 役 職 | 氏 名 | 所 属 等 | 区 分 |
|-------|--------------------------|--|--------|
| 委員 長 | 新 川 達 郎 (にいかわ たつろう) | 同志社大学大学院 総合政策科学研究科教授 | 学識経験者 |
| 副委員 長 | 壬 生 裕 子 (みぶ ひろこ) | 同志社大学政策学部 嘱託講師 | 〃 |
| 委 員 | 西 浦 日 出 彰 (にしうら ひであき) | 阪南市自治会連合会会長 令和元年6月1日～ 令和2年4月21日 | 公共的団体等 |
| 委 員 | 戸 口 博 行 (とぐち ひろゆき) | 阪南市自治会連合会会長 令和2年4月22日～ 令和3年5月31日 | 〃 |
| 委 員 | 福 岡 賢 次 (ふくおか けんじ) | 阪南市人権協会会長 | 〃 |
| 委 員 | 田 中 千 余 子 (たなか ちよこ) | 阪南市社会福祉協議会 | 〃 |
| 委 員 | 小 坂 義 (こさか ただし) | 阪南市市民活動センター 令和元年6月1日～ 令和2年3月31日 | 〃 |
| 委 員 | 猪 俣 健 一 (いのまち けんいち) | 阪南市市民活動センター 令和2年4月1日～ 令和3年5月31日 | 〃 |
| 委 員 | 奥 野 英 俊 (おくの ひでとし) | 阪南市商工会会長 | 〃 |
| 委 員 | 今 井 晴 美 (いまい はるみ) | 公募市民 | 市 民 |
| 委 員 | 田 邊 登 (たなべ のぼる) | 公募市民 | 〃 |
| 委 員 | 木 村 耕 造 (きむら こうぞう) | 公募市民 | 〃 |
| 委 員 | 大和田 裕 一 (おおわだ ゆういち) | 公募市民 | 〃 |